

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)							
	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)		
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)			
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計						
: 「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、 「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入								
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。								

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
			身体障害者 手帳第1種	身体障害者 手帳第2種	身体障害者 手帳第3種	登録看護員 が認定 された 場合	従業者の 数が基準 に達しない 場合	減少サービス に対する減算	特別地域小規模 多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 における小規 模多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者 に対して行う場合	要介護1 (10,400 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		要介護2 (15,310 単位)										
		要介護3 (20,220 単位)										
		要介護4 (25,130 単位)										
		要介護5 (30,040 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (8,240 単位)										
		要介護2 (13,150 単位)										
		要介護3 (18,060 単位)										
		要介護4 (22,970 単位)										
		要介護5 (27,880 単位)										
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (370 単位)											
	要介護2 (510 単位)											
	要介護3 (700 単位)											
	要介護4 (920 単位)											
	要介護5 (1,140 単位)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)			1.1 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 600単位を加算) 2.1 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算) 3.1 認知症加算(Ⅲ) (1月につき 700単位を加算) 4.1 認知症加算(Ⅳ) (1月につき 650単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間の限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)									
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算) (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算) (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)									
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)									
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			1.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 200単位を加算) 2.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 80単位を加算)									
ル 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回の限度))									
リ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
ニ 子育て向上連携体制加算			1.1 子育て向上連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) 2.1 子育て向上連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)									
ロ サービス提供体制強化加算			(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 25単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 21単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
ロ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)									※ 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
ロ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)									※ 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
ロ 介護職員等ベースアップ等 支援加算			(1月につき +所定単位×17/1000)									※ 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額単位の算定の際、イ(1)の単位数を算入 ※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和7年3月31日までの期間適用しない。 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年5月31日まで算定可能。												

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	入院費用	看護的介護加算	Ⅱ 初期加算	Ⅲ 認知症専門ケア加算	Ⅳ 介護職員処遇改善加算
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100					
		要介護2 (単位)									
		要介護3 (単位)									
		要介護4 (単位)									
		要介護5 (単位)									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (単位)									
		要介護2 (単位)									
		要介護3 (単位)									
		要介護4 (単位)									
		要介護5 (単位)									
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	-3/100		
		要介護2 (単位)									
		要介護3 (単位)									
		要介護4 (単位)									
		要介護5 (単位)									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (単位)									
		要介護2 (単位)									
		要介護3 (単位)									
		要介護4 (単位)									
		要介護5 (単位)									
注 入院費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
注 看護的介護加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)								
Ⅱ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
Ⅲ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
Ⅳ 介護職員処遇改善加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 45/1000)								
Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 23/1000)								
Ⅵ 介護職員等ベースアップ等支給加算			(1月につき 所定単位×23/1000)								
注 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分給付標準額に含まれる。											
注 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の合計額を算定する。											
注 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)の合計額を算定する。											
注 介護職員等ベースアップ等支給加算は、介護職員等ベースアップ等支給加算(Ⅰ)～(Ⅱ)の合計額を算定する。											

6 地域居型特定期間投入者生活介護費

基本部分	単位 単位 単位 単位 単位 単位	単位 単位 単位 単位	単位 単位 単位 単位	3. 居宅系生活介護費(1)		4. 居宅系生活介護費(2)		5. 居宅系生活介護費(3) 1月につき +30単位	6. 居宅系生活介護費(4) 1月につき +20単位	7. 居宅系生活介護費(5) 1月につき +30単位	8. 居宅系生活介護費(6) 1月につき +30単位	9. 居宅系生活介護費(7) 1月につき +60単位	10. 居宅系生活介護費(8) 1月につき +100単位	11. 居宅系生活介護費(9) 1月につき +100単位	12. 居宅系生活介護費(10) 1月につき +100単位	13. 居宅系生活介護費(11) 1月につき +100単位	14. 居宅系生活介護費(12) 1月につき +100単位	15. 居宅系生活介護費(13) 1月につき +100単位	
				1. 居宅系生活介護費(1) 1月につき +30単位	2. 居宅系生活介護費(2) 1月につき +20単位														
① 地域居型特定期間投入者生活介護費(1日につき)	要介護1 < 320 要介護2 < 320 要介護3 < 320 要介護4 < 320 要介護5 < 320	470,700	19,700	19,700															
② 短期利用地域居型特定期間投入者生活介護費(1日につき)	要介護1 < 320 要介護2 < 320 要介護3 < 320 要介護4 < 320 要介護5 < 320																		
③ 巡回・巡回型介護(全算定する単位の合計)																			
④ 専門的分擔加算(1)	(1) 死亡届出後1日以上24日以下 (1日につき 22単位を加算) (2) 死亡届出後25日以上の30日以下 (1日につき 44単位を加算) (3) 死亡届出後31日以上30日以下 (1日につき 66単位を加算) (4) 死亡届 (1日につき 120単位を加算)																		
⑤ 専門的分擔加算(2)	(1) 死亡届出後1日未満の日数 (1日につき 110単位を加算) (2) 死亡届出後1日以上の日数 (1日につき 120単位を加算) (3) 死亡届出後1日以上の日数 (1日につき 130単位を加算) (4) 死亡届 (1日につき 170単位を加算)																		
⑥ 認知症専門ケア加算(1)	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)																		
⑦ 認知症専門ケア加算(2)	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 40単位を加算)																		
⑧ サービス提供体制強化加算(1)	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)																		
⑨ サービス提供体制強化加算(2)	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)																		
⑩ 介護職員処遇改善加算(1)	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき + 算定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき + 算定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき + 算定単位×33/1000)																		
⑪ 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき + 算定単位×18/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき + 算定単位×12/1000)																		
⑫ 介護職員処遇改善加算(3)	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき + 算定単位×15/1000)																		

※ 短期利用地域居型特定期間投入者生活介護費は、区分別給付率算定に適用される。
 ※ 巡回・巡回型介護の算定単位数は、巡回・巡回型介護の算定単位数と、巡回・巡回型介護の算定単位数との合計である。
 ※ 介護職員処遇改善加算(1)は、介護職員処遇改善加算(2)と併せて算定される。
 ※ 介護職員処遇改善加算(2)は、介護職員処遇改善加算(1)と併せて算定される。
 ※ 介護職員処遇改善加算(3)は、介護職員処遇改善加算(1)と併せて算定される。

8 複合型サービス費

基本部分	注		注		注		注		注		注		注		注	
	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業員数が従業員に満たない場合	身体加算費が未定額である場合	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算	当該サービス提供体制強化加算
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1 (27,414 単位) 要介護2 (27,414 単位) 要介護3 (42,621 単位) 要介護4 (27,414 単位) 要介護5 (31,606 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1 (27,414 単位) 要介護2 (27,414 単位) 要介護3 (42,621 単位) 要介護4 (27,414 単位) 要介護5 (31,606 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 (855 単位) 要介護2 (700 単位) 要介護3 (700 単位) 要介護4 (700 単位) 要介護5 (855 単位)															
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)																
ニ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定)																
ホ 認知行動・心理状態緊急対応加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間の限度))																
ヘ 看護情報利用費等入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)																
ト 栄養アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 50単位を加算)																
チ 栄養改善加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 200単位を加算(1月に2回を限度))																
リ 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(8月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(8月に1回を限度))															
ロ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき +180単位(月2回を限度))															
ハ 通院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600単位を加算)																
ニ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 250単位を加算)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 50単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)															
ホ 看護情報加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 250単位を加算)																
ヘ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,500単位を加算)																
ト 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)															
チ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)															
リ 看護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)															
ロ 接せつ支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)															
ハ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)																
ニ 看護情報向上管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 100単位を加算)																
ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 12単位を加算)															
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)															
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)															
チ 介護職員等ベースアップ等支給加算	(1月につき +所定単位×17/1000)															

注：特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支給加算」は、支給限度基準額の算定の限、(1)の単位数を算入。

※ (2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の限、(1)の単位数を算入。

※ 身体加算費は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の合計の算入対象となる。

※ 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支給加算」は、令和7年7月1日現在の算入対象。

※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、令和7年7月1日現在の算入対象。

※ 介護職員等ベースアップ等支給加算は、令和7年7月1日現在の算入対象。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	又は	従業者の員数が基準に満たない場合	身体障害者等未定額減算	高齢者生活自立支援費未定額減算	後援施設未定額減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要支援2 (6,972 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,102 単位)								
		要支援2 (6,281 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (424 単位)									
	要支援2 (521 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 410単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)								
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
ヌ 生き生き向上推進体制加算	(1)生き生き向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)								
	(2)生き生き向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)								
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)								
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)								
ケ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1000)								

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体障害者等未定額減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 後援施設率未定額減算については、前年度の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件 等を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	車椅子使用位 置調整支援 減算	車椅子使用位 置調整支援 減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 原案)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 原案)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
Ⅰ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
Ⅱ 退居目標達成加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
Ⅲ 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
Ⅳ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
Ⅴ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1日につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)											
Ⅵ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
Ⅶ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
Ⅷ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
Ⅷ-1 口腔-栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
Ⅷ-2 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
Ⅸ 高齢者施設等受入れ向上加算	(1) 高齢者施設等受入れ向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等受入れ向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)											
Ⅹ 新規受入れ等施設費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
Ⅺ 生活機能向上推進体制加算	(1) 生活機能向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
Ⅻ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
Ⅼ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)											
Ⅽ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)											
Ⅾ 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×23/1000)										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体拘束廃止未実施減算については、認知症の予防及び介護の円滑化のための指針の整備及び事業改善に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年5月31日までの期間限り。

※ 車椅子使用位置調整支援減算については、認知症の予防及び介護の円滑化のための指針の整備及び事業改善に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年5月31日までの期間限り。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。